

## 道の調査を妨害した事業者

平成 26 年 12 月 10 日

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

道内の消費者に対しLEDに交換すると助成金が受けられると告げ、照明器具の売買契約の締結について勧誘を行っている事業者が、北海道消費生活条例第50条第1項の規定に基づく報告要求に応じず道の調査を妨害したことから、その名称等を公表します。

### 1 経緯

道では、LEDに交換すると助成金（又は補助金）が受けられると告げ、道内の消費者に対し照明器具の売買契約の締結について勧誘を行っている有限会社フィールドアタッチ（以下「会社」という。）に対して、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、平成26年11月4日付けで、同月18日を期限として報告を求めたところです。

しかし、会社からは期限までに報告がなかったため、同月21日付けで条例第51条第2項の規定に基づき、会社に対して弁明の機会を与えましたが、会社からは有効な弁明はありませんでした。

以上のことから、会社が報告をしなかった旨のほか、会社の概要、報告要求における質問事項、消費者苦情相談の概要を公表します。

### 2 公表する根拠

条例第51条第1項

### 3 会社の概要

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| (1) 名称    | 有限会社フィールドアタッチ         |
| (2) 代表者   | 取締役 丸藤 亜子             |
| (3) 所在地   | 札幌市白石区東札幌2条6丁目4番26号   |
| (4) 業態    | 訪問販売（照明器具）、通信販売（観葉植物） |
| (5) 設立年月日 | 平成14年11月20日           |

### 4 報告要求における質問事項

- (1) 会社概要（名称、所在地、法人格、組織、役員・従業員の状況、販売商品等）
- (2) LED助成金制度の内容、助成金交付までの流れ等
- (3) 消費者に交付している契約書面、パンフレット等
- (4) 説明・勧誘・販売マニュアル、広告・宣伝方法等
- (5) 照明器具等の契約実績に関する資料

### 5 消費者苦情相談の概要

道内の消費者宅に、照明器具をLEDに交換する費用に助成金があること、その助成対象となるのか見に行きたいとの電話があった。消費者が承諾すると、会社が消費者宅を訪問し、家の照明器具を調べた後、助成金が出るのでその分安く買えると告げ、LED照明器具の売買契約締結の勧誘を受けた。この話は信用できるものなのか、といった相談がある。

## 6 今後の対応

調査を続ける。

お問い合わせ先  
北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課  
表示・取引適正化グループ  
電話 011-204-5213

## ○北海道消費生活条例（平成 11 年 北海道条例第 43 号）

（不当な取引方法の禁止）

第 16 条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引方法」という。）を行ってはならない。

- （1） 消費者に対し、契約の勧誘の意図を示さずに接近して、又は消費者を訪問し、若しくは電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反して、若しくは消費者に勧誘を拒絶する意思表示の機会を与えずに、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- （3） 消費者に対し、商品若しくは役務若しくは事業者の物品購入等について品質、安全性、内容その他の消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な情報を提供せず、誤認させる情報を提供し、又は将来において不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

（不当な取引方法による被害の防止）

第 17 条 知事は、不当な取引方法が用いられている疑いがあると認められるときは、速やかにその取引実態等につき必要な調査を行うものとする。

（立入調査等）

第 50 条 知事は、第 9 条、第 15 条、第 15 条の 2、第 17 条、第 19 条及び第 20 条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。

（公表）

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 15 条の 2 第 3 項、第 17 条第 3 項、第 19 条第 2 項若しくは第 20 条第 2 項の規定による勧告に従わない者、第 48 条に規定する出席の要求を正当な理由がなく拒み、若しくは資料の提出をしなかった者又は前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、立入調査を拒み、若しくは質問に対し答弁しなかったものがあるときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとするものに弁明の機会を与えなければならない。